

④青森市設計業務等委託請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>第1条～第20条(略)</p> <p>(契約不適合責任)</p> <p>第21条 <u>引き渡した成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、当該成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完の請求に応じます。ただし、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることがあります。</u></p> <p>2 前項において自らが負うべき責任は、第17条第1項(第20条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査に合格したことをもって免れません。</p> <p>3 <u>第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完を催告したにもかかわらず、それに従わないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額の請求をされても異議はありません。また、次の各号のいずれかに該当する場合は、市が催告することなく、直ちに代金の減額の請求をされても異議はありません。</u></p> <p><u>(1) 履行の追完が不能であるとき。</u></p> <p><u>(2) 履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p> <p><u>(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</u></p> <p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第22条 <u>引き渡した成果物に関し、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)に応じる期間は、第17条第2項(第20条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)をした場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後(本件建築物がない場合は引渡し時とする。)2年以内、また、第20条第1項の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該利用した工事の完成後(本件建築物がない場合は引渡し時とする。)2年以内とします。</u></p> <p>2 <u>市が前項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第5項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を通知した場合において、当該通知から1年が経過する日までに請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなします。</u></p> <p>3 <u>市が第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以</u></p>	<p>第1条～第20条(略)</p> <p>(瑕疵担保)</p> <p>第21条 <u>成果物に瑕疵があるときは、相当の期間を定めてその瑕疵の修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を受理します。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、損害の賠償の請求のみを受理します。</u></p> <p>2 前項において自らが負うべき責任は、第17条第1項(第20条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査に合格したことをもって免れません。</p> <p>(新設)</p> <p>3 <u>第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第17条第2項(第20条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しをした場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後(本件建築物がない場合は引渡し時とする。)2年以内に、また、第20条第1項の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該利用した工事の完成後(本件建築物がない場合は引渡し時とする。)2年以内にそれぞれ行います。ただし、これらの場合であっても成果物の引き渡し時から10年間を超えては、修補又は損害賠償の請求を受けません。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

④青森市設計業務等委託請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>外に必要なと認められる請求等に応じます。</p> <p>4 前各項の規定は、契約不適合が故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する責任については、民法の定めによります。</p> <p>5 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しません。</p> <p>6 第1項の規定は、引き渡した成果品の契約不適合が設計図書の記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときを除き、その記載内容、監督員等の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しません。</p> <p>(催告による契約の解除)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに該当し、市が相当の期間を定め、その履行を催告したにもかかわらずそれに従わないときは、この契約を解除されても異議はありません。</p> <p>1 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。</p> <p>2 履行期間内に業務を完了しないと認められるとき。</p> <p>3 正当な理由なく、第21条第1項の履行の追完をしないとき。</p> <p>4 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</p> <p>(催告によらない契約の解除)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除されても異議はありません。</p> <p>1 第3条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。</p> <p>2 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。</p> <p>3 この契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>4 債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p> <p>5 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、履行をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>6 前各号に掲げる場合のほか、その債務の履行をせず、市が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p>	<p>4 前項の規定にかかわらず、成果物の瑕疵が故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を受ける期間は、10年とします。</p> <p>(新設)</p> <p>5 第1項の規定は、成果品の瑕疵が、設計図書の記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときを除き、その記載内容、監督員等の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しません。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除されても異議はありません。</p> <p>一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。</p> <p>二 自らの責めに帰する理由により履行期間内に業務を完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>(新設)</p> <p>三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除されても異議はありません。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

④青森市設計業務等委託請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。</p> <p>(8) 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 自ら、役員又は使用人が暴力団員であると認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ 自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>ニ 自ら、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ホ 自ら、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 自ら、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、市から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、従わなかったとき。</p> <p>第25条 業務が完了するまでの間は、前2条の規定によるほか、契約を解除されても意義はありません。</p> <p>2 前項の規定によりこの契約を解除した場合は、その損害を請求することがあります。</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当し、市に損害を与えた場合は、損害賠償金を支払います。</p> <p>(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。</p> <p>(2) この成果物に契約不適合があるとき。</p>	<p>(新設)</p> <p>(暴力団関与の場合の解除)</p> <p>第24条 前条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議はありません。</p> <p>一 自ら、役員又は使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>二 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>三 自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>四 自ら、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>五 自ら、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>七 自ら、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、従わなかったとき。</p> <p>第25条 業務が完了するまでの間は、前2条の規定によるほか、契約を解除されても意義はありません。</p> <p>2 前項の規定によりこの契約を解除した場合は、その損害を請求することがあります。</p> <p>▶第22条（履行遅滞の場合における遅延損害金等）(1)</p> <p>第22条 自らの責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、遅延損害金を支払います。</p> <p>(新設)</p>

④青森市設計業務等委託請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>③ 第23条又は第24条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>④ 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、業務委託料の100分の10に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として市の指定する期間内に支払います。</p> <p>① 第23条又は第24条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。</p> <p>② 業務の完了前に、この契約の履行を拒否し、又は自らの責めに帰する理由によりこの契約について履行不能となったとき。</p> <p>3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなします。</p> <p>① 破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>② 更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>③ 再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>4 第1項第1号に該当する場合の損害賠償金の額は、遅延日数に応じ、業務委託料（第19条の規定による引渡し前の使用部分又は第20条の規定による引渡し部分があるときは、当該部分に係る業務委託料を控除した金額）につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「遅延利率」という。）を乗じて計算して得た金額とします。この場合において、当該損害賠償金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとします。</p> <p>5 前項の損害賠償金及び第2項の違約金は、業務委託料より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に支払います。</p> <p>6 第2項の違約金の額を超えた金額の損害を市に与えたときは、その超えた金額を損害賠償金として支払います。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>▶第26条(違約金)(1)(2)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、業務委託料の100分の10に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として市の指定する期間内に支払います。</p> <p>一 第23条又は第24条の規定によりこの契約が解除された場合。</p> <p>二 この契約の履行を拒否し、又は自らの責めに帰する理由によりこの契約について履行不能となった場合。</p> <p>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなします。</p> <p>一 破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>二 更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>三 再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>▶第22条(履行遅滞の場合における遅延損害金等)(2)(3)</p> <p>2 前項の遅延損害金は、遅延日数に応じ、業務委託料（第19条の規定による引渡し前の使用部分又は第20条の規定による引渡し部分があるときは、当該部分に係る業務委託料を控除した金額）につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「遅延利率」という。）を乗じて計算して得た金額とします。この場合において、遅延損害金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとします。</p> <p>3 前項の遅延損害金を、業務委託料より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に支払います。</p> <p>▶第26条(違約金)(3)</p> <p>3 違約金は、業務委託料より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に支払います。</p> <p>▶第27条(損害賠償)</p> <p>第27条 第23条又は第24条の規定によりこの契約を解除された場合において、前条の違約金の額を超えた金額の損害を市に与えたときは、その超えた金額を損害賠償金として支払います。</p>

④青森市設計業務等委託請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>7 市の責めに帰する理由により、第18条（第20条第1項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、遅延日数に応じ、未受領金額につき、遅延利率を乗じて計算して得た金額を遅延利息として市に請求するものとします。</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第27条 契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に所有又は管理する業務の出来形部分（第20条の規定による部分引渡しに係る部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第5条第3項の規定により、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、市に明け渡します。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については民法の規定に従って市と協議して定めます。</u></p> <p>第28条、第29条</p>	<p>▶第22条（履行遅滞の場合における遅延損害金等）(4)</p> <p>4 市の責めに帰する理由により、第18条（第20条第1項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、遅延日数に応じ、未受領金額につき、遅延利率を乗じて計算して得た金額を遅延利息として市に請求するものとします。</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第28条 契約が解除された場合において、作業現場に所有又は管理する業務の出来形部分（第20条の規定による部分引渡しに係る部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第5条第3項の規定により、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、市に明け渡します。</p> <p>2 （略）</p> <p>(新設)</p> <p>第29条、第30条</p>